（様式第２－14号）

【市町村が作成・保管するもの】　　農林水産省様式

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和７年７月28日

久万高原町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第８条第４項において準用する同法第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第８条第４項において準用する同法第７条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
１号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				旧久万町地域	無	令和４年度～令和８年度	中野村活動組織